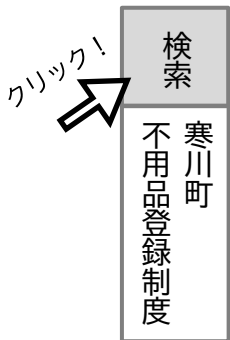
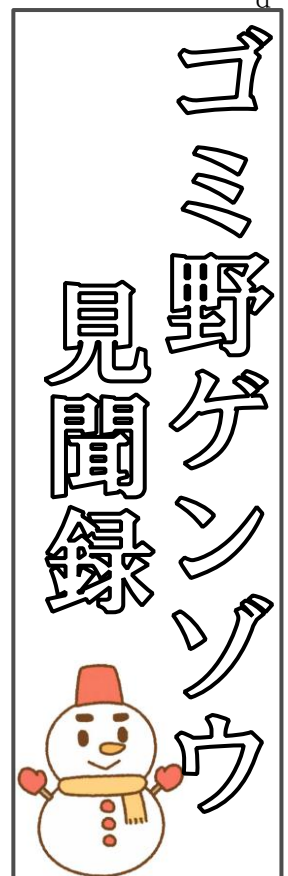


身近なものから！不用品登録制度 「もとめます・ゆずります」



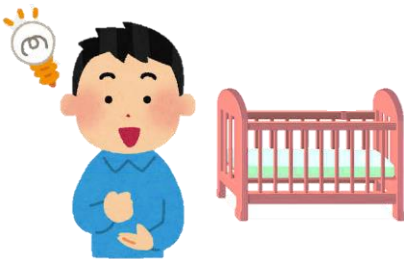
寒川町では、不用品登録制度「もとめます・ゆずります」を実施しています。日々の生活で、使わなくなったものをゆずったり、ほしいものがあつたら応募することが可能です。有効活用すること、ごみの削減にも繋がります。思いもよらないものが誰かの役に立つかもしれない。ぜひ積極的にご利用ください。

「もとめます・ゆずります」を有効活用しましょう!!!



利用の流れ

① もとめたい・ゆずりたい



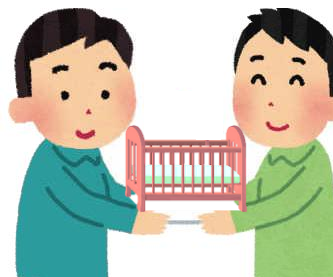
ほしいもの、ゆずりたいものを見つけましょう。

② 登録



環境課で登録しましょう。
※電話・ホームページでも登録可

③ 受け取り・引き渡し



ほしい人・ゆずりたい人とお互いに受け渡し方法などの調整をしましょう。

④ 環境課へ連絡



成立したら、環境課へ連絡をお願いします。

◇発行元◇
寒川町
環境経済部
環境課

Tel.0467-74-1111

◇発行日◇
令和3年12月1日
第23号

希望者が現れた場合は、環境課が登録者様のご連絡先（お名前・電話番号）を希望者にお教えします！

こんなものが成立しています!!!

- ・ 幼児用品（ベビーベッド、チャイルドシート、おもちゃ）
- ・ 洋服（体操服、ワンピース）
- ・ 自転車

他にも色々なものがあります！
お気軽にご利用ください！！

「賞味期限」と「消費期限」の違いを認識しましょう！

近年、まだ食べられるものが、ごみとして出されてしまうことが大変多くなっています。食品ロスを減らすためにも、食べ物の表記を正しく理解して、食品ロス減量化にご協力ください。

●賞味期限

おいしく食べることが出来る期限です！

傷みにくい食品（スナック菓子など）に表示されています。期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

※賞味期限が過ぎた食品があった場合、お子さんは大人の方と相談しましょう。

●消費期限

過ぎたら食べない方がよい期限です！

傷みややすい食品（お弁当など）に表示されています。安全に食べることの出来る期限です。

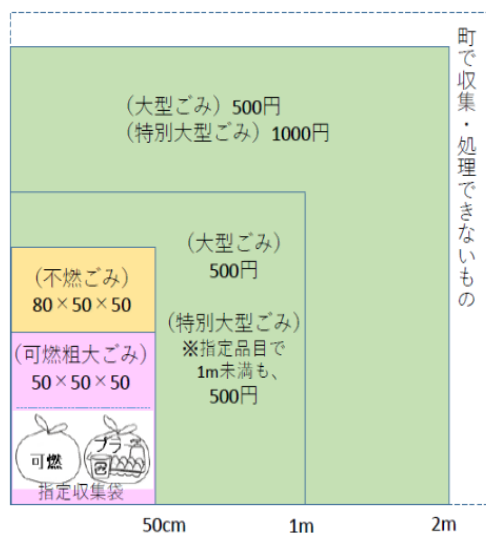
食材を買うときに「本当に使うのか」を意識しよう！



▲ごみとして出された食品（ウィンナー、トマト、団子、豆腐、ソース他）

大型ごみ・特別大型ごみ、適切に処分しましょう！

年末の大掃除に向けて、改めて冊子「ごみと資源物の正しい分け方・出し方」を用いて、大型ごみ・特別大型ごみの処分方法を確認しましょう。



特別大型ごみになる指定品目：タンス、ベッド、ソファ、食器棚、机、サイドボード、書棚、テーブル、ドレッサー（鏡台）、チェスト

・回収の依頼は左記までお願いします。

収集業者：(有)寒川公衆衛生社

電話番号：0467(75)0070

営業時間：平日午前8時半～午後4時

★処分する前に、「不用品登録制度」やリサイクルショップの活用もご検討ください！

寒川町公式LINEを有効活用しましょう！

令和3年6月より寒川町公式LINEアカウントによる運用を開始し、スマートフォン上でごみ・資源物の処分方法について気軽に確認出来るようになりました。ぜひ積極的にご活用ください！

① 寒川町ごみ分別辞典の検索画面

② 検索結果が表示された画面

③ 詳細な処分方法が記載された画面



▲寒川町 LINE 公式アカウント 2次元コード

他にも様々な機能を今後も様々な機能を追加予定です！

例：除湿機で検索

品目を入力

検索
寒川町
キエーロ



『キエーロ』好評発売中！本体価格3,000円
生ごみをご家庭で上手に処理できます！

